年　　月　　日

承　諾　書

東京都立小石川中等教育学校
　都立学校開放事業運営委員長　殿

団体名
責任者住所
責任者連絡先
（電話）
（メールアドレス）
責任者氏名

私は、以下の事項を確認しました。施設使用する者全員にその内容を周知し、施設使用に当たり徹底することを承諾します。

チェックボックス欄に、遵守事項を徹底できる場合は「はい」に、徹底できない場合は「いいえ」に印を付けてください。
「いいえ」に印がついている場合には、感染拡大予防の観点から、施設の使用をお断りいたしますので、御了承ください。

１　ガイドライン等の遵守及び基本的な感染予防対策の徹底

項目	遵守事項	はい	いいえ
競技種目ごとのガイドライン等の遵守	施設使用に当たっては、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び競技種目ごとのガイドラインの定めがある場合には、そのガイドラインに従う。	□	□
マスクの着用	運動・スポーツを行っていない際や会話をする際は、マスクを着用する。ただし、高温や多湿といった環境下では、マスク着用に関する厚生労働省の基準に従う。運動・スポーツを行う場合は、スポーツ庁やスポーツ協会の基準に従って施設使用者において着用の必要性を判断する。	□	□
	マスクを着用している場合でも、大きな声での会話や声援を控える。	□	□
手洗い・手指消毒の励行	石鹸等によるこまめな手洗い又はアルコール等の消毒液による手指消毒を行う。	□	□

ソーシャルディスタンスの確保	施設使用者同士やその他の人との距離（できるだけ２m以上）を確保する。（介助者や誘導者の必要な場合を除く。）	□	□
	運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人との距離（※）を空ける（介助者や誘導者の必要な場合を除く。）。 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける。また、マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする。 （※）感染予防の観点からは、少なくとも２mの距離を空けることが適当である。	□	□
	走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取る。	□	□
その他の感染予防対策	運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは行わない。	□	□
	施設使用前後のミーティング、見学中、待機中等においても、三つの密を避ける、会話時にマスクを着用するなどの感染予防対策に十分に配慮する。	□	□

２　施設使用者全員の健康状態の確認・学校への報告

項目	遵守事項	はい	いいえ
体調不良者等の学校敷地内の立入禁止	使用当日、平熱を超える発熱や風邪の症状など体調がよくない場合、又は使用前２週間における以下の事項のいずれかに該当する場合には、施設使用を見合わせ、学校内に立ち入らない。 ア　平熱を超える発熱 イ　咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状 ウ　だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難） エ　嗅覚や味覚の異常 オ　体が重く感じる、疲れやすい等 カ　新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触があった キ　同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる ク　過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触があった	□	□

施設使用者全員の当日の体温、健康状態等の確認・報告	施設使用当日、施設使用当日の体温や健康状態等を確認する「体調管理チェックシート」を施設使用者の全員（学校に立ち入る全ての者。練習試合等を実施する場合は、その相手方を含む。）が記入し、管理指導員が回収し、施設使用が可能な体調かどうかを確認する。チェック欄に、一つでも該当がある者については、施設を使用させない。	□	□
感染者発生時の報告及び調査協力	施設使用後２週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した者がいる場合は、必ず学校に対して直ちに報告するとともに、感染拡大防止対策の調査等に協力する。	□	□
その他体調管理	使用団体の中に基礎疾患のある方、重症化リスクの高い方等がいる場合は、施設使用に際して、特に体調管理に気を付ける。	□	□

３　児童生徒や教職員との接触回避等

項目	遵守事項	はい	いいえ
児童生徒や教職員との接触回避	施設使用時に、使用団体と、児童生徒・教職員とが接触しないよう周知する。鍵の受渡等のやむを得ない場合には、必ずマスクを着用し、できるだけ２ｍ以上の距離を確保し、誰と誰が接触したか明確にしておく。	□	□
学校敷地内の通行及び使用範囲の設定	施設使用時は、校門から開放施設までの移動は、学校が指定した経路を通行する。校舎や、屋外施設の開放エリア（使用団体の活動範囲）以外の施設・敷地に立ち入らない。	□	□

４　施設・設備の消毒の徹底等

項目	遵守事項	はい	いいえ
消毒方法	屋外トイレ、屋外手洗い場、コート等の設備のうち、複数の使用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、指定された消毒個所を、定められた方法及び用具により、施設使用前後に適切に消毒する。	□	□
手洗い場及びトイレの使用	手洗い場及びトイレ用に石鹸（ポンプ型が望ましい。）を持参するとともに、手洗いは３０秒以上などの手洗いのルールを周知する。手洗い後に手を拭く際は、各自の清潔なタオル又はペーパータオルで拭くようにする。 トイレについては、感染リスクが比較的高いと考えられることから、トイレの蓋を閉めて汚物を流す。また、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う。	□	□
用具の使用	ボールやラケット等の用具は、持参する。また、使用団体で用具を共用する場合には、「手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、共用前後に消毒を義務付ける」といった工夫をするなど、消毒を徹底する。	□	□
その他の感染予防対策	使用者間でタオルの共用はしない。	□	□
	水分補給の際に回し飲みをしない。	□	□
	飲みきれなかったスポーツドリンク等を校内に捨てない。	□	□
	ごみは、持ち帰る。	□	□
	鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用する。また、マスクや手袋を脱いだ後は、石鹸で手を洗い、手指消毒をする。	□	□